

新旧対照表（飲料水供給施設の維持管理要領）

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1～第4 省略</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 水質汚染事故が発生した場合は、速やかに<u>建設局上下水道課</u>に連絡すること。</p> <p>なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。</p> <p>以下略</p> | <p>第1～第4 省略</p> <p>第5 その他</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 水質汚染事故が発生した場合は、速やかに<u>管轄保健所</u>に連絡すること。</p> <p>なお、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険であることを関係者に周知すること。</p> <p>以下略</p> |